

城北中学校生活のきまり・心得

城北中学校の生徒が健康で安全な学校生活を送り、互いの人権を尊重し、一人の人間として成長することは、最も大切なことです。そのため、校則を定めています。

1. 登下校

- ・登校時刻にゆとりを持って登校すること。
- ・完全下校時刻を守ること。
- ・決まった通学路で登下校すること。
- ・自転車通学者は学校の自転車通学規則に従うこと。
- ・原則として制服で登校すること。
- ・交通ルールを守り、安全に登下校すること。
- ・寒い場合は、定められた防寒着（セーター、コート、マフラー、手袋等）の着用を認める。

2 .外出

- ・登校後の許可のない外出は認めない。

3 .靴

- ・通学用の靴は運動靴とする。また、上履きは指定のものを使うこと。

4 .服装

- ・学校指定の制服、ワイシャツ、ブラウス、靴下を着用すること。

- ・夏季は状況に応じて教員の連絡に従うこと。
- ・名札は左胸につけること。

5. 頭髪

- ・髪型は健康状態が確認でき、表情が隠れない（視界の妨げにならない）ものとする。
- ・肩にかかる長さは結ぶ。
- ・ヘルメットを着用する生徒は、着用の妨げにならないようにする。（事故等に繋がらないようにすること）
- ・特別な理由がある場合は、教員に相談すること。

※脱色・着色・パーマ・剃り込みや整髪料の使用、化粧、香水、ピアス、ネイル、アクセサリー類などは禁止する。

6. 持ち物

- ・学習や学校生活に不必要的ものは持てこない。
- ・カバンはリュックサックを各自で準備する。色は黒・紺・グレーを基調とする。ただし、入りきらないものは、他のバッグに入れてきててもよい。

7. 自転車通学

(1) 許可条件

- ・学校が指定する地域に居住している生徒とする。
- ・身体的理由(ケガ等)のある場合は、保護者の申請を検討し許可する。

(2) 自転車通学者心得

- ・通学許可者は、自転車に鑑札をつける。
- ・通学時は、必ずヘルメットを着用する。交通ルールを守り一列で走行する。
- ・安全のため、ブレーキ・ライト・ベル等の整備に心掛ける。
- ・鍵は、必ずかけるようにする。
- ・自転車の種類に関しては、別途定める。
- ・臨時に自転車を(対外行事等)使用するときも上記の事項を遵守する。
- ・上記心得ならびに城北中学校自転車通学規定に違反した場合は、停止または許可を取り消す場合がある。

8. その他

- ・机、椅子、学校施設等の公共物は大切に使用する。
- ・欠席、遅刻のときは、「Microsoft Forms」のアンケート機能を活用し、午前 8: 15 までに連絡を行うこと。やむを得ない場合には、保護者から電話で連絡してもらうこと。